

# 平成30年第5回 総務文教委員会会議録

平成30年12月12日

第2委員会室

開 会： 午前9時59分

委員長 堀井 文博

副委員長 西尾 努

2番委員 安藤 直実、3番委員 後藤 康司、4番委員 荒田 雅晴、5番委員 水野 功教

委員長 ;おはようございます。定刻ちょっと前ですが全員お揃いですので、ただ今から平成30年第5回総務文教委員会を開催いたします。本日の会議は、去る11月29日及び12月7日の本会議において当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますのでお願いします。それでは、はじめに市長さんからご挨拶をお願いします。

市長 ;皆さま、おはようございます。本日は第5回総務文教委員会ということで早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。少しだけ近況の報告を申し上げます。先週土曜日に恵那警察署で年末に向けた交通安全運動、それから防犯運動の出発式がありました。いよいよ寒くなって参りましたし、昨日は交通安全県民運動のスタートということで早朝から皆様方にはそれぞれの交差点等に立っていただきまして本当にありがとうございます。また12月9日の日曜日には大井町と長島町で取り組んでいらっしゃる「のれんコンテスト」の表彰式もございました。それから、ひとつだけお願い申し上げたいのは、本日、午後2時からリニアまちづくり講演会が文化センターでございます。「半分、青い。」のプロデューサーをしていただいた勝田さんのお話でございますが、リニアまちづくりのためのこれからの将来を考える恵那市のためにということでございます。是非、皆様ご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。本日は案件も大変多くございます。最後まで慎重審議よろしく願い申し上げます。

委員長 ;ありがとうございました。続きまして副議長さん、ご挨拶をお願いします。

副議長 ;皆さん、おはようございます。初日の常任委員会の総務文教委員会ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。先日、公務で飛騨とか高山の方へ行って参りましたが、冬の到来という時期になったわけですが、ひるがの高原の方は思ったより雪が少なく、スキーがどうかなと思ひながら帰って参りましたが、当市はスケート場がございませうので、一生懸命やっていたかと思ひて帰ってまいりました。

また、年内には夜警もありまして、無事に年が越せるように取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今、委員長が話されたように11月29日と12月7日の総務文教委員会に付託された条例が8件と予算が2件ございますので、慎重審議の程、よろしくお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございます。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めていきます。なお、発言については、委員長の許可を得て、必ずマイクの赤いランプが点灯していることを確認しマイクに向かって発言をお願いいたします。

---

委員長 ; それでは初めに、「議第90号 恵那市地域自治区条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑はございませんか。5番委員。

5番委員 ; 今回の条例、これまで何度か勉強会とかの格好で情報提供していただきました。合併して14年目に入って、これまでまちづくりの柱だった地域自治区というものが、今回

委員長 ; もう少しマイクに。

5番委員 ; 全面的に作り直すというふうなことですけど、この元の法律は昭和22年の法律第67号202条の4項、第1項の規定に基づいてやってきているというようなことですが、今回、その規定がないわけですけども、しかし名前は地域自治区という格好で行くと。これについての混乱もあらへんかというようなところも心配するわけですが、それについてはどんなものでしょうか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 今、おっしゃられたとおりでございます。14年、15年目に入るわけですけども、この14年の実績を踏まえた中で、ある程度の形付けというか、そういったものが整ってきており、当初は自治法に基づく枠組みの中でやってきましたけども、恵那市独自の進化もしてきたところで、そこを外しても一定の枠組み、位置づけというかというものが確実にできてきたというところで、今回は少し自由度を増して地域の実情に沿った形に移行していくということでございます。その辺については、検討、話し合いもしてきたところでございます。但し、地域自治区という名前そのものについて手を加えるということにすると、少し混乱というか、そういったことになるという懸念の中で名前はそのまま地域自治区というものは残させていただいて、しっかり地域の

枠組みというものを残させていただく中で、必要最小限のラインはしっかり残す。その代わり地域の実情に即した形にするというような見直しになっておるということでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; こちらの方の思いは市民がすべてそれで分かればいいけど、なんでどうなつとると、いつどうなったというような格好になっていくような心配をするわけ。だから、一層新しい半分青い恵那市自治区条例ぐらいにつけるとか。それは冗談だけでも、そういうふうにして、いわゆる変わったよということなんかについても分かるようなことを勘考せないかん。その点について、私のような心配は各自治区の中ではなかったですか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; パブリックコメントを実施した中では3件ほどご意見を賜っております。その中には、これが制定された暁にはしっかりと説明をお願いしたいというようなご要望もいただいております。これから、きちっと形付けられればこれから本格的に各地域の中で組織立てというか、そういった作業が進んで参りますので、そういった折にはしっかりと説明をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 難しい合併した町が動き出していくには、本当に恵那市の個性というか、これを作ってきた取り決めということのわけだけでも、それぞれ地域によって受け止め方ということも違うと思います、事情によってね。それについて、どのような地域では意見があったか。今回のこの問題について特定の意見があればすべて一緒ではないと思うので。それについて、ちょっと聞かせていただけるとありがたいですが。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 地域の実情に合わせて運用ができる形になりましたので、例えばそれぞれ従来からあった地域の中の組織、意思決定機関である組織をそのまま無理矢理当てはめてきたところにとってはすっきりする形になります。今までの流れの中で、地域協議会と運営委員会の2本立てでなんとか上手く連携調整とりながらやってきたところについては、どういった組織立てが一番その地域にとっては効率的かというところの想定をいろいろされております。これから本格的になっていくところでございます。スッキリできるというところのイメージは進んでおりますけども、実際これが各論に入っていくとまたいろいろと悩ましいところも出てくるのかなと思っておりますが、全体とし

てはやはりスッキリできていくというところの中で前向きに取り組んでいただけ  
るのではないかという印象を持っております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それなりに心配な部分もあるけども、前向きに取り組んだらええんじゃないかとい  
うふうにこちらは認識しておるといことですね。恵那市が合併して新しい制度につ  
いて、その後、運営していく中で平成の大合併ということで、全国で取り組んできたけ  
ども、かなりの大盤振る舞いというようなことで全国から注目をされておったわけ  
ですが、今回これに替えることによって財政的な面でこれによって絞ることができる  
か、そういった狙いなんかはあるのか。それとも全然そんなことは考えとらん、今ま  
でどおりでお金については自治会で考えてもらって結構ですよというふうにして  
おるのか。そのこのところ、いつも恵那市の行政というのは常にコストダウンが伴わ  
ないと上の方から許可がしてもらえんと聞いておるもんだから。これについてはどん  
なものでしょうか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; これについて、何か変更があるかというところではないというふうには考  
えております。いろんなところのスピードアップを図っていく、複雑であったものを  
すっきりさせていくというところの中で、より一層そういった地域での取り組みとい  
うか、そういったところが進んで行くというようなところは期待しているところで  
ございます。

委員長 ; 他にありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 条例の中身のことで、以前の自治区条例を見ますと、課長さんは組織をとにか  
くすっきりさせるということで、実情に応じたことをやっていくというふうに言  
われたのですが、地域協議会の役割という以前の 10 条のところがすっぱり抜けて  
しまったと思うんです。この中身については、市が必要に応じて諮問して、その  
中身について答申するものとするという、その辺がすっぱり抜けています、今  
回の条文見ても。その部分についての無くしてもいいのかどうかというところ  
ですね。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 今回の運営協議会という枠組みとして規定をしているわけですが、その  
運営協議会の役割の中には 7 条のところ、「運営協議会は必要と認める事項につ  
いて協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる」ということ  
に対して、3 項のほうでは「市長その他の市の機関は前項の意見等を勘案し、  
必要があると認める時は適切な措置を講じなければならない。」とい  
うようなことで、市と地域のラインとい  
うか繋がりのところについてはしっかり担保されて残されておるのかなと考  
えており

ます。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 今の課長の言われることは、条文の中にはそういった中身がない、言葉がないけれども、例えば必要に応じて市長さんが各地域にこれはどうですかということを諮問したり、それについてきちっと意見を述べるということができるといえることですね。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 先ほども少し触れさせていただきましたけども、この14年の間の中ではしっかりやりとりというところが形付けられてきたという経緯もありますし、総合計画等についてもしっかり地域というものとの連携、あるいは地域で取り組んでいただくというようなことで、しっかりその辺りのところは関係性が形付けられてきたところの中で今回、必要最小限の条文というか、形の中ではここまでの形にさせていただいておるといえるようなことをございますのでお願いいたします。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 条項に起こしてないけれども、必要に応じてやるということでした。もうひとつですが、以前ですね、それぞれの町全員の方が言われているかどうかわかりませんが、建議という要望、陳情、いろいろある中で建議するということを言われていて、それが地域自治区の条例がある中でそれが一番重たい話、地域からの最重要事項として、きちっと諮問する、市に提案するという意味合いの建議、その言葉についてですけども、これからですね、その辺の事をどう取り扱っていくか。それぞれ地域の人っているいろんな思いの中で要望を使ったり、あるんです。その辺の重みというか、それは建議というところが残されているのかこれから。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 今までの従前の条例の中でも、建議という言葉があったわけではないですけども、建議という言葉が実際使われてきております。ただし、その建議、要望、陳情というものがあっても、そういったものについて、市の方として重みを替えてきたのかということであればそういうことはないわけで、要望であろうが陳情であろうが建議であろうがその扱いに特段の変わりは無かったとすることで認識しております。そう言った中で今までの検討の中ではその辺りのところが話題にならなかった訳ではございませんでしたけども、大きな懸念というところでは検討の中では無かったということをございます。ただし、要望等の取扱について他の市町では、要望についての取扱いの要綱みたいなものを定めておられるところもあるようでございますので、今後、そういった必要性の声が出てきたときにはそういったことも検討として必要か

などということは考えております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; でしたら、いま言われたことについて、やはり住民の皆さんのそれぞれの理解度が違うというところがあるので、是非、その説明を会長会議とかそういうところで話していただくことをお願いします。要望です。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 私が言うと反対討論だと思わせるかもしれないけど、今日は賛成討論というやつを述べさせてもらいたいと思いますが、恵那市は広域で各町の成り立ちも産業構造も人口構成も違う地域が合併してできました。これまでは新設自治体として平等性、公平性を重点をもってまちづくりが進められてきました。合併後 15 年目に入ってこの地域自治区条例、これまでの任務は終わり、いま地域の重点はその地域の文化を活かし個性を伸ばすことに努めなければならないというふうに思うわけです。合併以来それぞれの町でまちづくりに皆さん本当に励んでもらってきたわけですが、この 14 年間の経験というか努力は力になって自治力が向上してきたところ。地理的、地形的条件により努力はされているけどもなかなか展望が見いだせない地域。それから可能性が充分あるが、なかなか基幹産業である農業、これが自分たちだけではできない。やっぱり国の政治にも期待をせなきゃならん地域と。それから特に行政の方から特別な支援をしなくても経済的支援、環境に力があって、いわゆる行政の支援がまちづくりに特に大きな影響を及ぼさない地域、またこれに頼らなくても社会的自立がしやすい地域と。私が今日この条例審議に臨むにあたって分類したところですが、もうひとつありますね、いま本当に地域に支援がありますが、尚又一層努力をしてもらわなきゃならん地域があるわけですが、こういう中でいわゆるそれぞれの町が個性を伸ばすことについて努めていかなければならないと思うわけです。コンビニがいくつもある地域とそれもないしガソリンスタンドもない地域との違いがあるように、経済的に自治を支えることのできる地域とそうでない地域がある。行政はその地域での生活権を保障するため地域への支援の程度の違いが出てくるとはやむを得ないことだとは思いますが。しかし、いずれにしても歴史の変化の中で地域の個性が発揮できるようにこの新しい地域自治区条例をつくり替えること、これについては地域の実勢を延ばすというふう

な意味で賛成です。

委員長 ; 他に討論はございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ないようですので討論を終結し採決を行います。

「議第90号 恵那市地域自治区条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第90号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第91号 恵那市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑はありますか。5番委員。

5番委員 ; いくつかお伺いいたします。第2条で個人情報の追加にア、イ、2、3、いずれもこれについてアンダーラインがされているんですが、追加にした理由を聞かせてください。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 第2条の中のということですので、第2条に関しては定義になっておりますが、その中でア、イの部分に関しては個人情報の定義を明確にすること。それから要配慮個人情報の位置づけをしっかりと形で定義づけしたこと。それがここの中では含まれているということになっております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; それでは具体的にお聞きいたしますが、カタカナのイの個人識別符号が含まれるものというのは、どういうことですか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; マイナンバーも含まれるものということです。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 何故これを追加することにしたのか。そもそも今回。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 今回、個人情報の保護条例の改正に関しましては、全員協議会資料を見ていただくと4点ほど出させて頂いております。その中で存否応答拒否、要は情報があるかないかも答えないということをも一つに挙げております。これは国の方の個人情報の保護に関する法律も変わってきたということ、それから今までも先ほど委員が言われた個

個人情報の定義ですとか要配慮の個人情報に関しては運用でやっていたんですけども、しっかり直していくことが必要だということ。それから二番目に死者の個人情報の取り扱いの明確化ということも、これも明確にしっかりしていかなければいけないというところで、この関係も県内それから東濃五市といつも協議をするわけですけども、そういう中でしっかり東濃五市の中でも議案を出していくということが他市でも行われるという情報を得たものですから、運用だけでやっていくのではなくしっかりした形で条例を改正させて頂いて明文化していくというふうに、今のタイミングでさせて頂いていただいたということです。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それならなぜ明確にしなきゃならんと判断したのか。それについて上位法との関係があるのか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; なぜ明確にしなればいけないかということに関しましては、今まで恵那市が困っていたということではないんですけども、やはりDVの被害の情報や犯罪被害に関する情報というものに関しては存在すらも出していかないようにすべきであるということ。それから死者の情報に関しても請求権をしっかり明確にして相続人の方にはそういう情報を出せるようにしっかりしていくというところは制度としてしっかりしていくべきというところで、今回出させて頂いておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 他に、5 番委員。

5 番委員 ; ちょっと説明をお願いしたいんですけど、第 14 条の 4、括弧 4。実施機関が審査会の意見を聴いた上で認めた者。この中身ですが、実施機関が審査会で意見を聴いた上で認めた範囲の情報、これはどういうことですか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 14 条に関しましては開示請求に関して定めております。14 条の 3 に関しては死者の情報を、14 条の 4 に関しましては実施機関が開示の請求に係る自己情報が次に当たるものということで、2 項に規定する代理人が本人に代わって請求した場合において開示することができる場合ということで定めをしておりますので、死者の情報とはちょっと違ってあります。ここに関しては開示請求、死者の情報ですが、例えば代理人、親権者ですとかそういうところでそれを審議会で認めた場合に開示するような形が作ってありますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 審議会はどこに規定してあったかな。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 後ほど報告させていただきます。

委員長 ; 他に、5番委員。

5番委員 ; 14条の5で非開示情報。今回、改正されることになった情報では行政機関と個人情報保護等の改正案、官民データ活用推進基本法案に関しデータ管理には民間に委託することができるというふうになっているのではないかと思います。その心配はありませんか。いわゆるその情報を貰って、病気とか保健の情報を貰って個人の名前を隠して、そしてまとめてどのような病気が多いとかの分析することができるように思いでこの法律はできていると聞いているんだけど、その方法なんかについては各市町との協議の中では出てきていないのでしょうか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; これはあくまで個人情報保護の問題ですので市の情報を、今、委員が言われるように活用する場合に名前とかを隠して民間に委託をすとかそういうことは個人情報の個人の部分を分からなくしてあるものに関してということになると個人情報に該当しない部分もありますので。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; ただ今の5番委員のご指摘は法の改正の中の一つのポイントとなっているところではありますが、この民間情報提供への仕組みは各自治体ではその仕組みの内容がはっきりとしないというところがありますので検討する必要があると、今の段階では条例の中に書くのは時期尚早かなということで、多くの自治体で少し見合わせている段階でありますので、今後のそれぞれの自治体の動向を踏まえながら、あるいは提供の仕組みが明らかに示された以降、条例に挙げることを考えております。今回のところは条例の改正の内容には含まれておりませんのでよろしく願います。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 重要なポイントですけど、まだそれについて国のほうは少しでも民間が金儲けしやすいようにということでいろいろ提供をやってきたんだけど、個人を隠して出せばいいんじゃないかと、それを利用することはできるんじゃないかということだったけれども、地方としてはまだまだ十分に情報保護がしっかり確認できるような対応をとらなきゃいかんということで、今回その部分は削除したとか、そういう心配がないようにその部分には踏み込んでいないと、しっかり民間がこれを活用するというようなことに道を開くというものではないということをはっきり言えるわけだね。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 現段階では、法律の中に規定された内容について細かな詳細が届いておりません。届いていないというのは仕組みに関して、まだ明確に示されておりませんので今回の条例の改正の中には取り上げていないということをお願いします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; あくまでも、そういうことは恵那市の市民の情報が、例えば医療費のどういう病気という細かい情報を民間に渡して民間が加工してもらってというものには活用できないということになっていると、はっきりできるわけですね。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 概ね 5 番委員のご指摘と考え方は同じですが、もう少しこの件に関しましては慎重に検討する必要があると現在考えております。

委員長 ; 他にご質疑ありませんか。 2 番委員。

2 番委員 ; 存否応答拒否制度の導入ということで、これは今まで運用の中で行っていたのを条例に位置づけるということでしたが、特にDV被害は全国でも情報が漏れてしまって大変なことになったということが多々あるのですが、恵那市の中ではそういった状況はなかったのかということと、あとこれを行うのは総務課だけの条例を作ったからいいよということではないと思うのです。関係各課のほうの周知や体制の強化はどのようにしっかりとやっていかれるか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 今までにDVに関する開示請求も個人情報に関してもございません。今まで開示請求等がある主なものは、健康診断や証明書の発行の内容など、そういうものに関するものの開示があったことだけです。DVに関するようなことに関しては、今まではありませんでしたが、今後に関しては今回そういう犯罪やDV被害に関することについては、しっかりと行っていけるように明文化しております。今回、この情報に関しては当然条例に出して周知をとということですので、それぞれの課にも周知がいくようにはしていきますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にごございませんか。 5 番委員。

5 番委員 ; 今まで行わずに今回変えないといけないというふうにしたのは、他所の町がやっているということなのか。無しでもやっていけるよというようなことではないのか、やっぱりあったほうが良いのか、そのところをちょっと。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; いつも東濃五市の状況を見ながらというところで 条例改正に関しては他市の情報を得ながらやっているところなんですけども、存否の情報に関してはまだの多治見市や

土岐市は未導入です。それから死者の個人情報に関しても瑞浪市とか土岐市は未導入で、この3月に向けて東濃五市揃って出来る形ができればというところで検討して、恵那市の場合は早めにということで12月に出させて頂いたというようなところですのでよろしくお願いします。

委員長 ; 他に、5番委員。

5番委員 ; 国において、これをやるといいよというふうな、いわゆる財政的なことがあって、プレッシャーがあってやるということではないというわけですね。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; そうではございません。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第91号 恵那市個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第91号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 先ほどの審査会の話だけご回答させていただきます。恵那市の情報公開条例の第19条に規定されておりますのでよろしくお願いします。

---

委員長 ; 次に、「議第92号 恵那市共同福祉会館条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑はございませんか。5番委員。

5番委員 ; 共同福祉会館、これ国の施設を恵那市が買って今利用して、一時市民協会で管理してもらっていたわけですが、今回、畳の部屋を利用できるようにするということですが、今、この施設の利用状況は各部屋別でどんな状況でしょうか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 29年度の実績でございますけれども件数でお答えさせていただきますが、29年度ですと349日開館の日数のうち、集会室は179件の申し込みをいただいております。それから会

議室は 275 件の申し込み、研修室については 153 件の申し込みをいただいておりますので、単純に日数で見ますと集会室は約 51%、会議室は約 78%、研修室は 43%という使用状況でございます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 管理のコストですが、指定管理をしていた時と現在とではコスト比較なんかはできるものですか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; きちとしたコスト比較ということではお答えがちょっと難しいわけですが、年間の貸し館の収入をならしますと 160 万円ほどございます、29 年度以前でございますが、ずっと 160 万ほどございまして、係る経費についてこれ利用料金制でやってまいりましたけども概ね 160 万円ほど係ると。今まで指定管理者の方で一部管理委託もしておったわけですが、そういったことも含めて約 160 万円ほど係っていたというような出入りでございます。現在は直営という状況でやっておりますけども概ね同じような状況でございます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ないようですので、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 9 2 号 恵那市共同福祉会館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 9 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 9 6 号 恵那市中山道広重美術館条例の一部改正について」を議題いたします。本件に対する質疑はございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 9 6 号 恵那市中山道広重美術館条例の一部改正について」は、原案のとおり

可決すべきに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第96号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第102号 平成30年度恵那市一般会計補正予算(第4号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2番委員。

2番委員 ; 二点ほどございますが、それぞれ順番に行きます。小中学校の空調整備です。今回、大きな金額が出ております。順番に行きますが、最初これ導入する前に検討委員会を開催するというので検討委員会が開催されたと思います。そこの中のちょっと議論について一回どういう議論があったのかっていうことを教えていただきたいということです。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; こども園小中学校空調設備導入検討委員会ですが委員は11名で保護者代表、学校医、薬剤師、有識者等で構成されるメンバーで検討を行いました。協議の内容は、まず導入の方向性について協議したところ委員の皆様からの意見では、年齢の低いこども園と小中学生の普通教室に設置していただきたいという意見がございました。また校長会からは特別教室の音楽室、理科室の使用頻度が高いため設置の希望のご意見がございました。運用方法についても協議いたしまして、教室の温度基準が17度以上28度以下ということに国の基準が変わりましたので、そういったことを考慮しながら基準を作っていていただくということで運用方法も検討委員会のメンバー養護教諭とか学校医と検討して作成していきたいというようなことになりました。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 当初、最初の説明では普通教室だけと聞いておりましたが、特別教室の理科室、音楽室というふうに今回提案されてきたのは、そちらの検討委員会の中の声を重視しましたという理解でいいですか。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 校長会代表の校長先生から各小中学校への要望を聞き取ったところ、特別教室の中でも音楽室、理科室の使用頻度が高いということで特別教室も導入するということになりました。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 検討委員会の中の話では方向性としてはそれでいいかなと思いますが、大変大きな予算が要るということと、一つ市民の声ということでお聞きしているのですが、南地区の中学校の統合問題がございまして、それがまだ中途半端になっているというところで、エアコンの導入を全ての中学校に行っていくと話もある中で、それは今すぐに必要なことかなという話も聞いています。その辺の統合問題のことも考えると他所の町では統合があると判ったところは、少し後にしておく。そうでないところから先に付けるというような町もあるようですが、実際にその辺のことについては、エアコンの導入が早急に必要だからということなのか、統合問題に絡めて市民の皆さんにどのよう説明したらよいかということです。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 恵南地区の中学校の統合につきましては、現在、通学に関わる課題など 18 項目の課題を整理しているところでありまして、今後、幅広い世代からの意見聴取するように準備しているところであります。統合にはまだ数年を要するところから恵南地区の中学校にも設置していくこととしております。また、その他の小中学校につきましても児童、生徒数が減ってきている中でも、今後、普通教室も減少する可能性もありますけれども、今ある普通教室、来年度使用する普通教室に設置していく予定であります。

委員長 ; 2番委員

2番委員 ; 具体的にですが、こんなに暑いから本当に早く欲しいっていうその子供、親の意見もあるにはあるんですが、その統合を見据えたその時期的なものも、やはりきちんと説明してあげることが市民の皆さんにとっては優しいことかなと。ちょっと少しそれるかもしれませんが、空調設備にこんなにお金が係る中でやっていくということで、統合を見据えた時期というのもきちっとお話できたらいいかと思います。時期的なものはまだ5年後6年後とか、そういうところもはっきりは言えませんということですか。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 今回の空調の導入については、結論から言いますと今の学校統合であるとか児童生徒数の減少であるとかとは切り離して、本年度の夏の状況と恵那市の全てのこども園、小中学校はやっぱり平等に公平にみるということで、こちらをやっておりますのでその統合とかとはまるっきり切り離して進めております。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5番委員。

5番委員 ; 学校にいるのは中学は3年間、小学校は6年間。統合でと言っていたら全然対象外だし。子ども達を大事に思う議員としては、やはりすぐさま去年のようなところからも少しでも早く助けてやると、非常事態というようなことで認識して恵那市の行政もや

っているわけで。少しでも早くなるようにということで9月議会で設計の予算を組んで今度事業費を計上したと。本当に評価されるべきことだと思います。そこに統合があるから後にしたらという話は、それはちょっと話が分らなければ私のところに来ていただければお話をさせていただきますので。それは別としまして、これは段取り良く進めていただいております。その中で1つ、体育館が災害の時には避難所となるところから体育館はどんな按配でしょうか。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 体育館も普通教室と同じように要望がありましたが、体育館は広すぎるということで県内のほとんどの学校が付けていないような状態であります。避難所として指定されているということもありますが、エアコンの必要な時期であれば普通教室などを開放して使用できるようにしていきたいと思っておりますので、現在のところ体育館への設置は考えておりません。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 体育館は非常時ですが、学童保育は夏休みに外は暑いのでそこを使わせていただくということで何とかできたらという要望も聞いておりますので、この場で言うておきます。それで設計費は9月議会で認めたわけですが、その後の段取り、入札はどうか。具体的に機材は間に合うのかとかがあるわけですが、少しでも早くと思って計画したわけですが、どのような段取りになっているかお伺いします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 現在は設計中ではありますが、なるべく早い段階で小学校から優先して設置していきたいと思っております。工事につきましても学校と調整しながら余裕教室や空き教室がある学校につきましても、そういうところに工事期間に教室の移動が可能であれば、そういった教室を利用しながら工事を進めていきたいと思っております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; いつになったら完了できるというような予測ができていれば聞きたいですが、どんなものでしょうか。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; なるべく早い時期に設置していきたいと思っておりますけれども、学校の規模にもよりますけれども夏休みに集中して設置工事する学校もございますので、目処としましては二学期に使用できるように努めていきたいと思っております。

委員長 ; その他、5番委員。

5番委員 ; 分りました。二学期に使用できることを目処に取り組んでいるというように理解して

おきます。それでは補正予算の予算説明書の 17 ページ、オフィスオートメーションの 740 万 6,000 円、なぜこれは今回出てきたのか補正として。お伺いします。元号対策という話もありますがどうか。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; 今回の補正でございますが、元号の改正に伴うシステムの改修。それから庁内の業務サーバーのバージョンアップ。もう 1 つ、地方税納税システム改修。これは地方税法の改正に伴いまして一法人の全国の自治体への電子納税を可能にするシステムですが、こうしたシステムの改修に係る経費でございます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 67 ページ。要保護準要保護の見込みについてお伺いします。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; 新しく小学校に入るお子さんに対して入学用品の援助について、従来は入学してから 7 月に支給しておりましたが、それを入学前に支給できるようにということで、中学校は当初予算で盛っておりますが小学校は周知の仕方を検討しておりましたが、目処がたちましたので今回の補正に挙げさせていただきました。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 親御さんたちの思いに沿っていただいてありがとうございます。では件数としては何件ぐらい想定してみえますか。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; 募集は 1 月になっておりますので、昨年度 27 人、一昨年度が 25 人という申請がありましたので 27 人分で申請しております。

委員長 ; 他に、5 番委員。

5 番委員 ; 71 ページ、幼稚園就園奨励費 255 万 9,000 円、これについてもお願い致します。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 幼稚園就園奨励費ですが、今回、階層区分の一部について増額というふうに国の方で改正されましたので、その部分についての補正になっております。ちなみに対象人数的には 20 人程度と見込んでおります。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5 番委員。

5 番委員 ; すみません。もうちょっと。よく分かりません。アップしてくれたということか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 住民税の所得割課税額が 7 万 7,100 円以下の世帯が対象でございますけども、こちらの方が第一子で 13 万 9,200 円が 18 万 7,200 円、第二子で 13 万 9,200 円が 24 万 7,000

円と増額変更になっている関係で補正予算として計上しております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 要は国のほうが上げてくれたので対応できるということとして理解してよろしいのですね。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; そうです。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5番委員。

5番委員 ; 社会教育総務費、これが全額2,259万5,000円。これ説明があったかもしれませんが教えて下さい。

委員長 ; 教育委員会調整監。

教育委員会調整監 ; 社会教育総務費の増額補正ですが、こちらの文化センターにございました生涯学習まちづくりセンターの機能を所管課に統合したことによりまして、生涯学習課の職員、課長補佐級1名、課長級1名の増員がございまして、それに伴うもの。それから臨時職員を予定しておりました塾長に再任用職員が1名当たったということでの増員によるものでございます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。4番委員。

4番委員 ; スポーツ施設改修事業費のまきがね公園の2,000万円ですが、今度トレーニング施設が古くなったので換えるのは分ります。それでまきがね公園がまだ恵那峡整備と一緒にこれからどんどんやっていくと思いますが、その予定は出来ていますか。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; 本年度にまきがね公園体育館の外側中側の改修に入らせていただきまして、尚且つ園地のトイレの洋式化を今予算化を頂きまして、現在工事をさせていただいております。来年度につきましては、テニスコートと野球場の改修に入らせていただくべく今予算の調整をさせていただきます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; それで今度のトレーニング器具の購入ですが、思いついたように買ったわけではなくて計画に入っていたわけで、私らの受ける感情は2,000万円余ったでトレーニング機器が古いので買えという受け取り方をしておりますので、先ほどの予定を3年4年先までこういう整備をするんだよという予定があれば差金で買うことはいいんですけど、思いつきのようなことをすると我々も不信に思いますので、その予定は整備計画として予算として出すべきだと思いますがどうでしょうか。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長；このことにつきましては、4月にリニューアルオープンするという事で、差金が出たということではなくて一般財源を持ってでも計画をしたいと考えておりましたが、結果、財源が生まれたので少し整備計画とは別として予算を要求させていただきましたし、その裏には年間延べ1万4,000人を超える方の利用がありまして、その利用者の方からもマシンの老朽化等の更新要望が強く出されたというところの背景もありまして、今回、補正で対応させていただきました。

委員長；他に、2番委員。

2番委員；今のまきがねのトレーニング機器の件ですが、私も利用される人から機器の事は古い古いというふうな若い息子たち世代からも言われておりますので、今回、差金でやられたことは良かったと思います。ただ体育館も大規模改修していますし、このように機器も充実した、ハードはある程度その機器が充実するという事で。今、1万4,000人と言われましたが、もっともっと新しい新規の方とリピーターも増やしていくということが大事かと思うのですが、まず1万4,000人の年齢別の内訳とかを教えてくださいというの一点です。

委員長；スポーツ課長。

スポーツ課長；今、利用者数1万4,000人と答弁させていただきましたけども、具体的な利用者の区分についての数字は持っておりませんが、今回、機械を導入するにあたっては、シルバー世代の方の利用率をもっと上げよう。これは裏を返すと健康でいつまでもいていただきたいというような思いの中でコンセプトの一つに挙げておりますが、個々のデータは持っておりますのでお願いします。28年度ですが、利用者延べ人数は1万2,898人。その内、シルバー世代65歳以上の利用者の方が902人ということで率にして7%。29年度につきましては、利用者延べ人数が1万4,415名、65歳以上の利用者が1,029名、割合としては7.1%。本年度ですが、これは12月9日現在のデータですが、利用者延べ人数は9,764人、65歳以上の利用者の方が956人ということで利用割合は9.8%ということで、年々この体力センターに対する利用度が高まっているというところがあります。

委員長；2番委員。

2番委員；そうしましたら、これからはそういった元気なシルバー世代の健康づくりというようなことに向かってやっていくというようなことでしょうか。

委員長；スポーツ課長。

スポーツ課長；市民が手軽にスポーツ、運動が出来るというコンセプトがありますが、やはり高齢者時代の中でどんどんシルバー世代にも使っていただけるような施設を目指して行きた

いと考えております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; シルバー世代もいいんですが、やはり若い世代で筋トレを頑張ろうという世代もいますので、その辺のことも忘れないでいてほしいということと、内訳があまり分らないというような状況ではちょっといけないのかなと思います。なので利用した方がこの日、何人いてどれぐらいどういった方がという利用者データを把握しながら、その人がもう一度来る、また継続して来るような仕組みを是非考えてもらいたいと思うのですが、今現在そういったものがあるのかなのか。それから今後のことについても、計画があれば。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; リピーターを増やす、これからはどの世代によく利用されているのか、それも平日なのか休日なのかというようなところのデータは今後の健康増進策に必要ですので、指定管理者にお願いをしながら細かなデータを取っていきたいと思っております。委員がおっしゃられた末永く愛していただけるリピーターを増やすことについてはスポーツ課だけの制度だけではなかなか追いつかないところもありますので、組織的に協議を今入っておりますけれども、例えばエーナ健幸ポイントという制度があります。そこに体力センターを利用頻度に応じてポイントを加算してくるとか、そういうインセンティブを皆さんに与えれば一つの策ですがそのようなことも有効的なのかというふうにも思っていますし、現在はトレーニングマシーンを使うにあたっては一回トレーニングマシンの受講をしていただければなりません、それが平日に限られてるということもありまして、4月以降は利用者の利便性を高めるという観点から土日に開催したらどうかということで今協議を進めております。またトレーニングセンターを使っただけの健康増進講座というのものも、例えば初回に血圧を測りながらで3カ月経ったらその血圧がどうなるというようなソフト展開も重要なメニューになってきますので、その辺のところは今関係各課と協議をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5番委員。

5番委員 ; トレーニングマシーンについては見たり聞いたりしておりますので、これは必要だと思っていたんですが、入札差金を使う事については、恵那市として一定の標準があるんじゃないか。このような差金を使う場合にはここを通してここを通過してからそれでやるというようなことか。それなりに思いつきでやるようなことが議会から出てくるようでは心配になるわけだけでも、そんなルールはありませんか。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; 今回は入札差金が 2,000 万円ということで、基準については私のほうからではないですが金額が大きいという事で既決の予算ではあったのですが、やはりここは工事請負費から備品購入費に費目を移し変えるのですが、やはりここは議会に対して丁寧な説明をしなければいけないという判断の中で今回補正予算という形の中で説明をさせていただきました。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 102 号 平成 30 年度恵那市一般会計補正予算 (第 4 号) (歳入歳出所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 102 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 110 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 人勧と今回の歳費の引き上げの関連はどうか。それから恵那市には報酬審議会があるが、これについてかけられたかどうか、それについて二点、お伺いします。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; まず人勧に関しましては、毎年議員の報酬に関しては上げさせていただくのに人勧に伴う形を取らせていただいております。その中で報酬審に関しましては議員の報酬の額を定めるときに関しましては報酬審議会にかけるということで審議会の条例に定められておりますので、今回は報酬額に関しては変えるということではございませんので報酬審を開いてはおりません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 今年のあれと一緒にごはん答弁と、いわゆる額を決めるので今回は率だで関係ないというのは市民はどう思うかと思うわけだけど、ここは消費税が 5% から 8% に上がった

てからますます厳しい、特に最近発表された中でも景気が厳しくなっているという中で議員が関係のない人勧が上げたから合わせてやっていくというのはちょっと市民にもプレッシャーがかかるような気がするわけですが、後からでも報酬審に頼むような事はできないものかね。意見を聞くということなんかは。どんなものでしょうか。

委員長 ; 総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 ; 報酬審議会の条例の中で先ほどもお話したように報酬、それから議員の報酬、それから政務活動費の額に関して審議会の意見を聞くことになっておりますので、毎年、報酬審に関しては人勧ではやっておりませんので、今後もやっていくということは考えておりません。

委員長 ; 他にご質疑ありますか。5番委員。

5番委員 ; 毎回やってないからやるということでは、やはり人口が減ってきて厳しい。農業のほうなんかについても海外のほうから入って来ると。恵那市の基幹産業である農業についても大変厳しい状況になってくると。そういう中で議員の報酬を今までやってなかったということで当局はそうでないと新たに摩擦を起こすのもということかもしれないけど、やっぱり心配だもんで、ちょっと一辺なんとか市民の意見を何かの形で聞いていただきたい。要望です。

委員長 ; はい、要望。はい、2番委員。

2番委員 ; 議員は私たち自分たちのことを決めるということで、非常にきちんと考えなければいけないとすごく思うのです。そうすると外部からの意見ということは、今、報酬審はもう開かないと言われましたけれど、例えば議会に対する評価といいますか、議員さん頑張っているねとか、もう少しこうしたら良いんじゃないなどの市民アンケートを今、取っているんですけど、そういうところの評価的なことはどうですか。そちらのほうで把握しているのがあれば教えていただきたいですし、やはり皆さんきちっとお仕事をしていると思うんですけど、皆さん市民のほうからみて議会はどうかという、そういうところを。毎年毎年慣例のように上げるというよりもそういう評価があって上げますというほうが、私たちもその辺も踏まえて賛成しますとかいうふうにできると思うのですが。市民の意見というところは、何かそちらで押さえているところがあれば教えて下さい。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 議会の傍聴の方、それから議会活動に関して住民からのアンケートを取っていらっしゃる、それは事務局のほうからも情報提供してもらっていますので、内容というのは

我々のほうでも承知はしておりますが、それをこちらのほうで評価するというのはいささか僭越ではないかと考えております。これまで報酬審議会は開催せず今回のような人事院勧告に持たれたルールというものに関しては執行部も議員の皆様方も市政を運営するという面においては両輪であるということから、同じように支給率を適用しようというものが基本的な考えでいたというところでもありますので、特別それによって報酬審を開かないというふうに決めているということではございません。報酬審議会というのは、そもそも市長の諮問機関でありまして必要に応じて市長が召集しその際に委員を選任して審議をしていただく、審議が終われば解散するというのが報酬審議会の性格であります。そんな中で過去には報酬審議会を開催した場合には、現行の特別職、それから議員さん方の現在の給与体系、報酬はどうなっているかということとを現状の説明をした上で、その時のテーマについて審議をしていただくということをしておりまして、その中では様々な意見も頂戴しておりますので、全く意見を聞いていないというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしたらもう一度聞きますが、やはりその特別職報酬審議会、お金が上がるということに関しては期末手当、人勧であれ報酬であれ一緒だと思うんです。次の市長、副市長、教育長さんの話もございまして、是非、報酬審議会を少なくとも2年に1回、多治見は2年に1回、開くというふうにされているようです。ですから外部評価的なものを議会が必要だと思っているというところで、毎年でなくてもいいかもしれません。ですが2年に1回、最低でも4年に1回とか、選挙があることもありますし、そういうふうで定例的にやるというようなことは考えていただけませんか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 定例的にということに関しては、先ほどの私の答弁でもってご理解いただきたいと思っておりますし、何年も開催せずということは給与の見直しをしないということでもありますので、それは必要に応じて召集していく、ご意見をいただいていくという姿勢は必要であると考えております。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。はい、5番委員。

5番委員 ; 議員は人勧とは別ですので、やはり今の環境をみれば議員が上げられるという状況ではないと思ひまして、今回の議員報酬の引き上げの議案については反対といたします。

委員長 ; 他に、2番委員。

2番委員 ; この議案については私も反対の立場で討論いたします。理由としては先ほどから言っていますように、公式的な評価が存在しないということがございますので、その点においてはきっちり。これは議会側で考えることも出来るかもしれませんが、そういうことを考える仕組みが整ったときに、改めて可決したいという気持ちです。

委員長 ; 他に討論はございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論を終結いたします。ただ今から採決を行います。

「議第110号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第110号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第111号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

2番委員。

2番委員 ; これももう一度聞きますが、今、報酬審議会開催しないということで、次の審議会を開く時期はいつ頃と考えていますか。もし、ないということでしたらその理由をもう一度お願いします。

委員長 ; 総務部長

総務部長 ; 現在検討中でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。2番委員

2番委員 ; この議案について、私は反対の立場で討論します。議員の報酬の件と同じです。特に議員のほうは重要なことだと思いましたが、市長、副市長、教育長さん一生懸命頑張っておられると思うんですけども、やはり私たち議員としても客観的な評価、市民の評価というものがほしいと思います。それと今、行政評価というものを、恵那市縮小しているなというような気がします。まあ行財政改革のなかでやっていけばいいというふうな思いで、恵那市の経営も廃止されております。そういったところでやは

りきちっと外部評価的なことと、あと恵那市の自己評価をきちっとやられる、そういった姿勢も大事かと思うんですが、その点については少し今後退しているような気がいたしますので、もう一度検討していただきながら、辛いですけど反対させていただきます。

委員長 ; 他に討論はございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ないようですので討論を終結いたします。ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 1 号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第 1 1 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 1 1 2 号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 2 号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第 1 1 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 1 1 3 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 3 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 3 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第 1 1 4 号 平成 3 0 年度恵那市一般会計補正予算 (第 5 号) (歳入歳出所管部分)」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 4 号 平成 3 0 年度恵那市一般会計補正予算 (第 5 号) (歳入歳出所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第 1 1 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を終了致しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ございませんか。

(異 議 な し)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 30 年第 5 回総務文教委員会を閉会いたします。長時間、ご苦勞様でした。

午前 11 時 31 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 堀井 文博